

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護部会の会議概要

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例に基づき、以下の事項について諮問および報告を受けるため、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護部会を開催しました。

今回の会議は、公開の審議会として開催しています。会議の概要は、以下のとおり公表します。

■ 名 称 第3回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護部会

■ 日 時 令和4年2月14日（月曜日）
午後1時30分から午後4時17分まで

■ 場 所 大津市京町四丁目1-1
滋賀県危機管理センター1階 プレスセンター

■ 出席者 委 員：青山知子、佐々木健（部会長）、高木啓子、中睦、毛利公一、山仲幸（敬称略、五十音順）
防災危機管理局防災対策室：野瀬室長、門前参事、堀江参事、井関主幹
税政課：櫻井主幹
市町振興課：萩原課長、岡崎主事
県民情報室：石田室長、秦参事、百田主幹

■ 議題

1 災害時の安否不明者等の氏名等公表について

新たに災害時の被災者等の情報の公開に係る方針を検討するに当たり、保有個人情報の提供制限の例外を定めた滋賀県個人情報保護条例第8条第1項各号の規定に該当すると解釈できるかについて審議会の意見を聴きたいという趣旨で、資料1-1～1-5により防災危機管理局から説明を受けた。

公表の内容、方法、時期等について検討を行った結果、運用面において検討すべき点はあるものの、条例における解釈については特に異論はないとして了承された。

2 個人情報保護法改正に係る審議会への今後の諮問について

令和3年5月19日に個人情報の保護に関する法律が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされたことにより、県の個人情報保護制度に係る根拠規定が、令和5年4月1日（予定）に、滋賀県個人情報保護条例から改正後の個人情報の保護に関する法律に変更されることとなったため、制度改正による関係条例の改廃について検討を行う必要があることから、

来年度開催予定の当審議会に諮問を行う予定であることおよび制度改正による関係条例の改廃に係る検討事項について、事務局から説明を受けた。

3 特定個人情報保護評価第三者点検に係る状況報告について

税政課および市町振興課から、特定個人情報保護評価第三者点検に係る状況について、資料（県税 33～35 および住基 40～42）により報告を受けた。

4 令和2年度滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について

市町振興課から、令和2年度滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について、資料3により報告を受けた。

5 その他

今後の日程連絡等を行った。

■ 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページにより公開します。

■ 問合せ先 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（担当者 百田）

電 話 077-528-3121

FAX 077-528-4813